

枚方寝屋川消防組合規則第4号

枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例施行規則

枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例施行規則（平成13年枚方寝屋川消防組合規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例（平成30年枚方寝屋川消防組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換したもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (11) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (13) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (15) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (16) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号

- (19) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年 総理府
文部省
令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (29) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第5項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷、その他の心身の変化を理由として、本人に対して、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報ファイル）

第5条 条例第2条第8項第2号の規則で定めるものは、これに含まれる保有個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

（利用及び提供の手続）

第6条 実施機関は、条例第9条第2項第5号若しくは第6号又は第10条第3項第4号若しくは第5号の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関から提供を受けて利用したときは、当該保有個人情報を利用した課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の

長に、保有個人情報目的外利用記録票（様式第1号）を作成させなければならない。

2 保有個人情報目的外利用記録票は、保有個人情報を利用した都度、速やかに作成させなければならない。ただし、1会計年度を通じて継続的に、又は反復して、同一の目的において同一の保有個人情報の項目を利用することが確実であると見込まれるときは、一括して作成させることができる。

3 実施機関は、条例第10条第1項又は第3項の規定により保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要と認めるときは、第8条第2項各号に掲げる事項のうち、必要と認めるものについての条件を付さなければならない。

（個人情報ファイルの届出）

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル保有届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第11条第4項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

（委託に際して講じるべき措置）

第8条 実施機関は、番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務の全部又は一部の委託をしようとするときは、条例第6条第2項の規定による措置と同等の措置を講じることができると認める者に委託するものとする。

2 実施機関は、受託業務に係る契約書又は仕様書その他これらに類する書類に次に掲げる事項（受託業務の性質又は目的により該当のない事項を除く。）を定めるものとする。

(1) 秘密保持の義務に関する事項

(2) 個人情報の取扱場所の制限に関する事項

(3) 個人情報の目的外使用の禁止に関する事項

(4) 個人情報の複製の禁止に関する事項

(5) 個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務に関する事項

- (6) 個人情報の取扱いに従事する者の明確化に関する事項
- (7) 個人情報の取扱いに従事する者に対する監督及び教育義務に関する事項
- (8) 個人情報の取扱状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項
- (9) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における報告義務に関する事項
- (10) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における損害賠償等の責任に関する事項
- (11) 受託業務において特定個人情報が取り扱われない場合にあつては、受託業務の委託の禁止又は制限に関する事項
- (12) 受託業務において特定個人情報が取り扱われる場合にあつては、受託業務の委託をする場合における当該委託を受ける者に対して付すべき当該特定個人情報の取扱いの条件に関する事項
- (13) 受託業務の委託をする場合における当該委託を受ける者に対する監督義務に関する事項
- (14) 前号の監督義務の実施状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- (16) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約の解除に関する事項
(開示等請求の手續)

第9条 条例第23条第1項の請求書は、保有個人情報開示等請求書（様式第4号）とするものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める資料は、当該開示等請求をしようとする者（本人の委任による代理人が法人である場合にあつては、現に開示等請求の任に当たっている者）の個人番号カード（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類（保有個人情報開示等請求書を郵便により提出する場合にあつては、これらの書類を複写機により複写したもの）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（第1

号から第3号までに定める書類にあっては、開示等請求をする日前30日以内に作成され、又は発行されたものに限る。)とする。

(1) 本人の法定代理人が開示等請求をする場合 戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類

(2) 本人の委任による代理人(法人を除く。)が開示等請求をする場合 本人の委任状(委任状に押印された本人の印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)

(3) 本人の委任による代理人(法人に限る。)が開示等請求をする場合 前号に定める書類及び次に掲げるいずれかの書類

ア 代理人の代表者の資格を証する書類

イ 代理人の委任状(委任状に押印された法人の印鑑及び法人の代表者の印鑑に係る印鑑証明書が添付されたものに限る。)その他現に開示等請求の任に当たっている者と代理人との関係を証する書類として実施機関が認める書類

(4) 死亡した個人を本人とする保有個人情報の開示等請求をする場合 次に掲げる書類

ア 本人の除かれた戸籍の謄本その他本人が死亡していることを証するものとして実施機関が認める書類

イ 条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる者にあつては、戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書その他本人と開示等請求をしようとする者との続柄を証する書類として実施機関が認める書類

ウ 条例第14条第3項第2号、第19条第3項第2号又は第21条第3項第2号に掲げる者にあつては、条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる者がいないことを証する書類として実施機関が認める書類及びイに掲げる書類

エ 条例第14条第3項第3号、第19条第3項第3号又は第21条第3項第3号に掲げる者にあつては、開示等請求に係る保有個人情報に係る財産に

について本人の相続人であることを証する書類として実施機関が認める書類

3 条例第23条第4項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示等請求書補正通知書（様式第5号）により行うものとする。

（開示等請求に係る決定期間の延長）

第10条 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（開示等請求に係る決定の通知）

第11条 条例第24条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第24条第1項第1号に掲げる決定 保有個人情報開示等決定通知書（様式第7号）

(2) 条例第24条第1項第2号に掲げる決定 保有個人情報部分開示等決定通知書（様式第8号）

(3) 条例第24条第1項第3号に掲げる決定 保有個人情報非開示等決定通知書（様式第9号）

(4) 条例第24条第1項第4号に掲げる決定 保有個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第10号）

(5) 条例第24条第1項第5号に掲げる決定 保有個人情報不存在決定通知書（様式第11号）

（第三者に対する意見書の提出機会の付与）

第12条 実施機関は、条例第25条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提出の機会を与えようとするときは、第三者情報開示請求通知書（様式第12号）によりその旨を当該第三者に通知するものとする。

2 第三者情報開示請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、第三者情報開示請求意見書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第25条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（開示等の実施方法等）

第13条 条例第26条第2項又は第3項の規定による保有個人情報の開示（郵便により公文書の写し（条例第27条第2項に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。）を交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有個人情報を保有する課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 条例第26条第2項第1号の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の閲覧は、当該文書等を閲覧する方法により行うものとする。

3 条例第26条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、当該文書等を複写機により用紙に複写したものを交付する方法により行うものとする。

4 条例第26条第2項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、第2項又は前項第3号の方法により現に開示を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該開示を中断し、又は中止することができる。

6 条例第26条第4項の規定による通知は、訂正・利用停止等実施通知書（様式第15号）により行うものとする。

7 条例第26条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書（様式第16号）により行うものとする。

（交付部数及び費用負担）

第14条 公文書の写しを交付することにより開示を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第27条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、枚方寝屋川消防組合に納付しなければならない。

4 実施機関は、開示請求者（当該開示請求者が本人の代理人である場合にあっては、当該本人）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第27条第3項の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合 当該公文書の写しの作成に要する費用に相当する額

(2) 経済的困難その他特別の理由が認められる場合（前号に該当する場合を除く。） 実施機関が適当と認める額

（運用状況の公表）

第15条 条例第31条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 個人情報ファイルの届出の状況

(2) 開示等請求及び開示決定等の状況

(3) 条例第28条の審査請求の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年9月30日までの間、特定保有個人情報以外の保有個人情報に係る開示請求についての改正後の枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第4号の規定の適用については、同様式中「

<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付	(<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク) (<input type="checkbox"/> 郵送希望) (<input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望)
-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	--

とあるのは、

<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付	(<input type="checkbox"/> 郵送希望) (<input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望)
-----------------------------	--------------------------------	---

とする。

4 この規則の施行前に改正前の枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例施行規則（第7条の規定を除く。）の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第14条関係）

項	交付する写しの区分	費用の額
1	用紙に複写し、印刷し、又は出力したもの	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円
		日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円
		日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円
		日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円
		日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円
		日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円
		日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2	光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合にあっては、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4

番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合にあっては、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。